

水質検査業務委託契約書（案）

- 1 委託業務名 水質検査業務委託
- 2 委託箇所 栃木市内（栃木、大平、藤岡、都賀、西方、岩舟地域）
- 3 履行期間 契約締結の日から令和9年3月31日まで
- 4 業務委託単価 別表第1のとおり
- 5 契約保証金

上記の業務委託について発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。
この契約の締結の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住所 栃木県栃木市菌部町3丁目13番24号
栃木市
氏名 市長 大川 秀子 印

受注者 住所
氏名 印

栃木市（以下「発注者」という。）と、〇〇〇〇（以下「受注者」という。）は、以下の条項により水質検査業務について次のとおり契約を締結する。

（総則）

第1条 発注者と受注者両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（秘密の保持）

第1条の2 受託者は、本契約の履行に際し知り得た発注者の業務上の秘密を第三者に漏らしてはならない。また、この契約の終了後においても同様とする。

（業務内容）

第2条 委託する業務の内容は次のとおりとする。

- （1）業務名 水質検査業務委託
- （2）業務箇所 栃木市内（栃木、大平、藤岡、都賀、西方、岩舟地域）
- （3）委託期間 契約締結の日から令和9年3月31日まで
- （4）検査項目及び検査頻度、採水場所、採水日程
別添「水質検査業務委託特記仕様書」のとおり。

（業務の実施方法等）

第3条 受注者は、仕様書に基づき業務を実施しなければならない。

- 2 受注者は、仕様書に定めのない事項については、発注者の指示を受け業務を実施しなければならない。
- 3 受注者は、発注者から請求があったときは、業務の進捗状況について報告しなければならない。

（委託料の支払）

第4条 受注者は、委託料のうち、業務の実施に係る作業済分に相当する金額を発注者に請求できるものとする。その金額は、別表第1に掲げる1検体当たりの契約単価に消費税相当額を加算した単価に水質検査を実施した検体数を乗じた総額とする。

- 2 発注者は、前項の規定により受注者から適法な支払請求書を受領したときは、その日から30日以内に当該代金を支払うものとする。

（権利義務の譲渡、承継）

第5条 受注者は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させて

はならない。ただし、発注者が、特別の理由があると認め、あらかじめこれを承諾した場合は、この限りでないものとする。

(再委託の禁止)

第6条 受注者は、委託業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、発注者が特別の理由があると認め、あらかじめこれを承諾した場合は、この限りでないものとする。

(契約内容の変更)

第7条 発注者は、必要があると認めるときは、業務内容を変更することができる。

2 前項の場合、発注者と受注者が協議の上、委託料、契約期間その他の契約内容を変更するものとする。

3 発注者は、第1項の変更により受注者に損害を与えたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(契約解除)

第8条 発注者は、次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができるものとする。

- (1) 受注者が、その責に帰すべき事由により、第2条に規定する期間内に業務を完了しないとき又は完了することができないことが明らかと認められるとき。
- (2) 受注者が暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者（以下「暴力団等」という。）に該当する旨の通報を警察当局から委託者が受けたとき。
- (3) 前各号の場合のほか、受注者がこの契約に違反したとき。

(談合その他の不正行為による解除)

第8条の2 委託者は、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項の規定により措置を命じ、当該命令が確定したとき、又は第7条の2第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該命令が確定したとき。

- (2) 受注者（受託者が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は第 198 条の規定に該当し、刑が確定したとき。

（再委託契約に関する契約解除）

第 8 条の 3 発注者は、この契約の受注者（再委託以降の全ての受注者を含む。）が暴力団等に該当する旨の通報を警察当局から受けた場合、受注者に対して再委託契約の解除を求めることができる。

- 2 発注者は、受注者が前項の規定に従わなかった場合、この契約を解除することができる。

（債務不履行の損害賠償）

第 9 条 委託業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む）のために、必要を生じた経費は、受注者の負担とする。ただし、その損害の発生が発注者の責に帰すべき理由による場合においては、発注者の負担とする。

（疑義の解決）

第 10 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じたときは、発注者と受託者が協議して定めるものとする。

別表第1

No	検査項目	単価(円)(税抜)
1	水質基準(52項目:PFOS及びPFOA含む)	
2	水質基準(28項目:PFOS及びPFOA含む)	
3	水質基準(25項目:PFOS及びPFOA含む)	
4	水質基準(25項目:PFOS及びPFOA含む)+アルミニウム及びその化合物	
5	水質基準(9項目)	
6	水質基準(9項目)+アルミニウム及びその化合物	
7	原水検査(40項目:PFOS及びPFOA含む)	
8	水質管理目標設定項目(農薬類以外)	
9	農薬類59項目	
10	クリプトスポリジウム指標菌	
11	クリプトスポリジウム及びジアルシア	
12	アンモニア態窒素	
13	放射性物質(セシウム-134、137)	
14	腸内細菌(水道庁舎)	